

## 日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合 (第4回)

### 1 日時

令和6年2月29日(木) 12時58分～14時51分

### 2 場所

総務省内会議室及びWEB

### 3 出席者

#### (1) 構成員

落合構成員、長田構成員、林構成員

日本放送協会 根本構成員、前田構成員、大治構成員、市川構成員

(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員、堀構成員、高野構成員、  
梅谷構成員

(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員、長尾構成員、里構成員、長谷川構成員、  
山根構成員、八田構成員

#### (2) 総務省

山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、細野同局放送政策課外資規制審査官

### 4 議事要旨

#### (1) 議題(1)「プレゼンテーション」

(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員から、資料4-1に基づき、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 今城構成員から、資料4-2に基づき、説明が行われた。

#### (2) 意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【飯倉放送政策課長】

それぞれのプレゼンテーションをいただき、その中で総務省とNHKに対して幾つか御質問がありましたので、そちらについてお話しした後に、有識者の方も交えて意見交換いたします。

民放連からのほうは、資料4-1の2ページで、総務省における枠組みプロセスについてお尋ねいただいております。1つは、検証会議(仮)の枠組や運営、開催要綱の原案、競争レビューの方法、スケジュールを明らかに、ということです。

今すぐではないですが、なるべく早く、準備会合の中でお示しできるよう我々も検討しておりますので、お示しできる段になりましたら、お示しさせていただきたいと思っております。

あと、NHKのほうは、民放連は資料4-1の4ページと7ページのところ、日本新聞協会メディア開発委員会の資料4-2の最後にまとめていただいたところです。

#### 【日本放送協会 根本構成員】

初めに、民放連からの御指摘についてお話しさせていただきます。資料4-1の4ページに3つございます。インターネット活用業務全体について、実施することと、しないこと、その理由について明らかにという御意見をいただきました。点線の中に囲んだ部分といたしまして、「報道サイト(仮)」の具体像、「災害報道」「学び・教育」「報道サイト」以外のコンテンツ、「任意業務」と書いていただきましたが、これを含め、今、業務の再整理しており、まとめ次第しっかりとお示ししたいと思っております。

それから、資料4-1の5ページ、6ページについては、NHKの説明に御賛同いただいたものと受け止めてございます。ありがとうございます。

資料4-1の7ページ、費用に関しての御指摘であります。次の経営計画で、NHKは、3か年で1,000億円規模の支出削減を行うということを示してございます。必然的にネットの業務を大幅に増やすということは困難でありまして、限られた予算の中で事業の効率化ですとか、生産性の向上を図りながら、インターネット上においても、公共的な役割をしっかりと果たし続けていくということが重要だというふうに考えてございます。

任意業務につきましては、必須業務化後の任意業務、これは大幅に縮小となると想定されますが、費用の上限はこれまでどおり必要と認識しております。

一方で、必須業務のほうです。これ、まずは予算などの中で、何にどれだけの費用がかかるのかということ、用途について具体的にお示しすることが大事じゃないかというふう

に考えてございます。

それから、ペイウォールと異なる方法につきましては、検討が進みましたら、また御説明させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

日本新聞協会メディア開発委員会の方も続けて回答します。

資料4-2の11ページでございます。メディアの高い水準の多元性の実現と相違点についてでございます。公共放送ワーキンググループにおいて、メディアの多元性は、公共放送と民間放送の併存による二元体制に加えまして、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置づけられる新聞社・通信社等とも共存、競争する状態を指す言葉として用いられていたと承知してございます。

資料4-2の4ページで、各先生方の御発言を引用されておりました。NHKとしても、全くそのとおりと考えてございます。この多元性ですけども、単に主体が複数いけばいいということではなくて、やはり取材・制作体制をしっかり持った主体同士が切磋琢磨をして、民主主義の基盤である多角的な視点を提供する状態、信頼できる質の高い価値・受益を視聴者・国民にもたらず状態がまさに高い水準の多元性を確保することが必須であるとと考えてございます。

メディアの多元性と高い水準の多元性を実現するためには、当然ですけども、競争評価のプロセスをきちんと機能させることが重要と考えてございます。今後の法制度の状況を踏まえながら、本準備会合の下で引き続き議論を深められればと考えてございます。

それから、理解増進情報のような無料独自コンテンツの点でございますけども、必須業務化によってNHKに求められていることは2つあるだろうと考えてございます。1つは、放送とネットで同一の価値・受益をもたらすということ、それから、ネットでのみ受信している場合にも、テレビで受信している場合と相応の費用負担をお願いするということがあります。

つまり、放送と同じ価値・受益をインターネットで届ける以上、負担も放送と変わらないという考え方であります。であれば、これまで申し上げたとおりでありますけども、必須業務として、放送を目的としないネット独自のコンテンツをつくることにはならないと考えております。ネットでのみ受信している場合にも、テレビの場合と同様の受信契約、相応の負担をお願いすることになりますので、視聴者・国民の皆さんに提供するものも、ネットと放送は同じ価値・受益でなければならないということでもあります。

それから、放送とネットコンテンツの同一の関係でありますけども、これも繰り返しになり

ますけども、NHKに求められていることの1つは、視聴者・国民において、放送経由であつても、ネット経由であつても、同等の、変わらない、同一の情報内容によって、同一の価値・受益をもたらすということであります。

一方で、放送と同じ受益をもたらすためには、放送そのままではなく、ネットの特性に合わせてコンテンツを提供することも重要になってくると考えてございます。放送とインターネットでは、当然ですが、番組やコンテンツに触れる環境や態様が異なってまいります。この違いに留意しつつ、適切な方法でコンテンツを提供することで、同一の価値・受益をもたらすことが大事であると考えてございます。

それから、受信契約非締結者が見られる情報の範囲であります。必須業務をどのように提供するかということだと思えます。いわゆるパイウォールのように、料金を支払うことで、初めて利用できる形とは異なる方法で実施する想定であります。

他方で、必須業務化の趣旨と受信料の公平負担の在り方に鑑みて、いわゆるフリーライドも抑止しなければなりません。具体的な方法につきましては、技術的な安全性等も考慮しながらになりますが、例えば受信契約の確認や、現状のCASメッセージ同様のものを画面に表示する方法などを検討しているところでございます。

#### 【飯倉放送政策課長】

恐らく今のお話に対するやり取りも引き続きあろうかと思えますが、ここから有識者を交えた意見交換とさせていただきます。

御質問、御意見、もともとのプレゼンテーションである民放連、日本新聞協会メディア開発委員会、そして、先ほどの総務省、NHKのそれぞれの発言につきまして、御意見交換といたします。

#### 【林構成員】

民放連と日本新聞協会メディア開発委員会に、それぞれ1つずつ質問があります。

まず、民放連に対して、資料4-1の7ページで、上限200億円の設定の話を提案しておられます。この点、いろいろ議論があるところですが、ネット配信が、今後、本来業務になり、必須業務になるというのであれば、とりわけ準備会合でも、これまで関係者間で強調されていたように、放送とネットが同一であるということだとしますと、その費用は、ある種NHKらしい公共性を発揮させるためにも、語弊はありますが、ある意味、幾

らかかっても、必要なものはしっかり計上していくべきだと思っています。

また、現実にも、上限に達したから、明日から災害情報はやりません、あるいは緊急情報はやりませんということではできないわけであります。今後の話ですけれども、著作権の蓋かぶせの問題で、この部分を、ネットに流すということになりますと、追加の巨額の著作権料がかかるかもしれないというふうになってきますと、200億円の上限を超えるかもしれない可能性すらあると思いますので、むしろ、上限の話よりも、費用計上の中身の話が重要である、と思っています。

実質的にこの用途であるとか、あるいは費用の内訳というものを、この準備会合の後の本会合でしっかり吟味、検証する。最終的には電監審でさらに議論していただくわけですが、そういう形で準備会合では、厳正なチェックを受けられるような、そういう担保措置をむしろ検討すべきではないか。外枠の話ではなく、その点について、御教示いただければと思います。

#### 【(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員】

少なくとも資料4-1において点線囲いで挙げた3点が分からないと、何をやって、何をやらないかが分からない中では、民放連は費用上限の設定が必要だと言いつけると思います。必須業務の中身について、どこまで細かく費用を計上されるのかを考えると、そもそもそんなに細かく出せるのかもあります。ご指摘は分かりますが、現時点では全面的に同意するわけにはいきません。まずは何をやって、何をやらないかを明らかにしていただき、そうして見えてくると、費用上限についても別の意見が言えるかもしれませんが、今は必要だと申し上げます。

#### 【林構成員】

資料4-1の7ページで書かれている個々の実施費用の細目の一層の透明化を求めますということについては私も大賛成でありますので、ここは私もサポートさせていただきたいと思います。

2点目は、日本新聞協会メディア開発委員会に対してですが、コメントに近いですが、メディアの多元性と競争評価について、資料4-2の6ページでも言及しておられます。私も競争法の専門家の観点から、競争法の競争、あるいは競争政策の競争というのは、競い合いの意味としての競争と、市場全体の結果・効果としての競争という、2つの意味が

あります。

独禁法における競争の保護は、市場全体における競争の保護で、結果として市場支配力があつたか、なかったかを識別するという話です。その意味では、ある種、帰結主義的な競争観、結果としての競争の保護と思います。

これに対して、メディアの多元性における競争の保護というのは、結果としての競争の保護ではなく、競い合いそれ自体の保護、すなわち、この文脈で申しますと、独立した多数の情報源が競い合うこと、それ自体を保護する。それによって、健全な言論市場といえますか、それが確保されると、広く情報が自由に流通されて、受け手である国民の適正な情報を受ける権利が保障されると、これがジャーナリズム上の競争だと思います。

その意味では、競争法が想定する競争とは異なるということは明確にすべきだと思っています。その意味では、この資料4-2の6ページのところには賛成です。特に、放送事業は規模の利益が顕著で、参入障壁も非常に高いので、あるいは、特定の視聴チャンネルを見続けるとか、視聴者の視聴行動の慣性もありますので、そういう意味では複数のメディア、活字メディアも含めてですが、それが競い合う状況それ自体を保護する、維持するというのが、結果として、競争法上の公正かつ自由な競争を保護するということにもつながるのだと思います。

他方で、教育事業等の報道以外の分野、最後に書かれていますが、これはメディアの多元性の話とは違いますので、ここは独禁法の通常の枠組みで問題ないと思っています。要するに、資料4-2の6ページの1ポツ目で、独禁法上の枠組みは競争評価の指標として適切でないといえます。これは、競争法上の競争評価を全否定するわけではなくて、メディア市場の競争評価をする場合には、この資料4-2の6ページで書かれてあるような、メディアの多元性を評価するときに特有の考慮は必要で、競争法の枠組みそのままでも、うまく機能しないというのはそのとおりだと思いますが、教育事業等、メディア以外の分野の競争評価については、依然として競争法上の枠組みというのは有効だと思います。

ですので、メディア、報道と、それ以外とを分けて、ある種二層建てで競争評価していくことが重要だと思っていますので、それについて、もし意見の補足があれば御教示いただければと思います。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

全くそのとおりだと思います。その観点から言うと、後でPwCの発表もありますが、市場全体の帰結としての競争保護においてはデジタルプラットフォーマーの問題が非常に重要だと思います。御承知のとおり、EUやヨーロッパの国々は、プラットフォーマーを規制していますが、日本では放送法の下でどう規制を考えていくかとの問題もあります。

EUに比べ、日本ではまだプラットフォーム規制が進んでいません。教育は確かにメディアの分野ではないですが、配信分野ではあらゆる産業が手がけています。そうすると、いわゆるメディアとは異なる準メディア的な分野の規制についてはどのように考えたらよろしいでしょうか。

#### 【林構成員】

もしプラットフォーム経由での配信される流通経路がいったん確立すると、その市場競争への影響は無視できないと思いますので配信の点は非常に重要だと思います。そこは前回の会合でも申し上げましたが、ある種、情報の送りから、流通、サプライチェーンを含めて、一気通貫で競争評価すべきだと思いますので、その情報がどういった経路で流れるのかも含めて競争評価すべきで、日本はなかなかプラットフォームの規制が諸外国と比べてまだ脆弱な部分がありますので、ある種の補完的なものとして、本会合などで競争評価していくことは非常に大事だと思います。そこでは、競争法の知見は非常に役に立つと思います。

#### 【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

また、後ほどPwCの説明を聞いた上で、いろいろ御教示いただければと思います。

#### 【落合構成員】

民放連と日本新聞協会メディア開発委員会にお伺いしたいことがございます。

先ほど、林構成員がおっしゃられていた、ここでの競争が何を指すかということで、いわゆる競争法における競争とは異なる視点でというのは、全くそのとおりだと思います。競争法の観点は、それはそれで公取で見られているかと思いますが、公正競争を何も考慮しないというよりか、公正競争とはまた別な観点でさらに評価をするというのが、この競争評価会議であろうと思っております。

そのときに、メディアの多元性というキーワード、特に日本新聞協会メディア開発委員

会において、重要ではないかということで拾っていただいておりますし、広い意味では、民放連でも、考え方自体は、皆さんで頭が合っているのではないかという御発言もあったと思っております。ですので、メディアの多元性が、先ほど林構成員のおっしゃられていた、実際に情報がどのように届くか、しっかり取捨選択ができるような状況になっているかにかかってくるのだと思っております。こういった観点を具体化していくために、具体的にどういう指標を設定していくのが、今後議論されるべきだと思っております。

質問の前に、1点は、今時点で私が接している限りで関係するかもしれない規制の話で申し上げますと、先ほど欧州のプラットフォーム規制のお話もありましたが、偽情報、誤情報に関する検討は、別に総務省で議論されていて、私も参加していますが、まだ結論は出ていないというか、途中の段階ではあろうとは思いますが、プラットフォームのモデレーションや、情報開示といったところに着目をして議論をする方向もありそうと思っております。プラットフォーム、実際には今のメディア空間というか、ネット空間を含めて考えますと、必ずしもメディアの方が発信した内容がそのまま直接ではなく、プラットフォームを通じてということも多くあるかと思えます。その観点については、さらにメディアの多元性だけでなく、もう少し高次元な情報空間の健全性になりますので、必ずしも着目点は違うかもしれませんが、先ほど申し上げた、もともとある独禁法による公取の審査と、プラットフォームに対して情報空間の維持の観点でどうするかは、別に議論がある状況だと思っております。別の視点で、ここでは、さらに競争評価をしていくと思っております。

その観点で、メディアの多元性をどう考えるかを具体化していくことが、一番重要な論点なのではないかと思っております。抽象的な言葉としては、頭が合っているということだと思いますが、中身を具体的に指し示していったときに、その認識が合致するかどうかは、まだ分からない状況であると思っております。皆様の御意見も聞きながら、具体化を行い、どういう観点で競争評価——この場面における競争評価の指標を設定するか、その指標を見ながら、弊害がある場合にどう対策を行っていくのが合理的なのかを、議論していくべきだと思いますので、その観点が一番重要と個人的には思っております。このため、メディアの多元性が何を指すかを、民放連と日本新聞協会メディア開発委員会にお伺いし、その後にNHKにもお伺いしたいと思っております。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員】

民放連は、あえてメディアの多元性という言葉を使わないで御説明しました。メディアとは、とても多義的な言葉ですし、競争評価のための検証会議の対象、範囲、参加する人はどこまで含まれるのかとの議論になると思います。

メディアという言葉を使わずに、NHKも使っていた「高い水準」を使いましたが、冒頭の基本姿勢で申し上げたとおり、日頃から取材、報道の体制を十分整えた主体、プロの報道機関、それが私たちのイメージです。しかも、地域情報を発信している主体であることがとても大事だと思っています。それは、日本新聞協会メディア開発委員会がおっしゃったことと認識は同じです。

メディアの多元性の「メディア」が何を指すのかについては、今はあまりはっきり申し上げられないのですが、この競争評価のための準備会合がスコープに入れなければならないのはそこだろうと思っています。その意味では、落合構成員のおっしゃる、総論では考えが合っているが、各論では分からないというのは、まさにそうです。それは、これから皆さんと議論したいと思っています。

#### 【落合構成員】

今後、詰めていくというか、議論した上で合意を形成していくような話だと思いますので、今の所感をお話しいただいたというので十分です。

#### 【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員】

メディアの多元性という言葉は、日本全国の地域ごとに複数のしっかりと取材力のある会社が生き残り、地域ごとに複数の多くの意見・見解をしっかりとみんなが受け取れることだと考えてこれまで意見を述べてきました。アメリカではニュース砂漠と言われて、新聞・通信社自体が地域ごとになくなっていっています。別の国では、国が補助を出さないと報道が成り立たないこともある中で、日本はまだ地域ごとに報道機関が何とか自分の足で立って、続いている現状です。そういう視点で、これまでメディアの多元性についてずっと主張してきました。今般のNHKが主張している高度の多元性についても同意します。

ただし、今後、競争評価という言葉をどのように軸にしていくかについては、落合構成員の御指摘どおり、今後よく考えていかなければならないと思っています。現時点ではなかなかそれ以上踏み込んでいるわけではありませんが、課題をいただいたということで受

け止めます。

**【落合構成員】**

現時点で御所感をいただいてよかったと思います。指標を設定していくときの考え方に、何が守られていけばいいのかは大変重要だと思いますので、その議論がかみ合わない、抽象的な言葉だけ合っても、最終的に皆さんが納得する結論になっていない可能性があると思いますので、ぜひ議論させていただきたいと思います。

**【日本放送協会 根本構成員】**

多元性という言葉の使い方は、おそらく立場によって異なる可能性は当然あると思いますが、やはり我々は、今の民放連、日本新聞協会メディア開発委員会と同じで、取材・制作体制をしっかり持っている、本当にプロの主体をイメージしております。単に複数ではなく、そういう形の主体であって、それがしっかりと切磋琢磨をします。

ある種、さっきのお話ではありませんが、競争環境にあって、しっかり切磋琢磨をして、様々な視点を提供していくということが非常に大事だろうと思ってございます。それが結果的には民主主義の発達につながると考えていますので、この認識については、民放連、日本新聞協会メディア開発委員会とも同じであるというふうに考えています。

**【落合構成員】**

今の時点で、共通項としてくれそうなところは、やはり取材、制作の体制がしっかりあるプロであるということとしました。プロとは何なのか、プロの範囲がどこなのかというと、またここにおられない方もプロなのであるということもあるかもしれません。少し具体化された部分もあるとは思いますが、もちろん、さらに何らかの指標にするに当たっては、議論を重ねていくことが必要な論点なのではないかと思いました。

**【飯倉放送政策課長】**

競争評価のイメージ、ある程度まだまだ先は遠いですが、少しイメージが湧いたところもあるかと思えます。

費用の考え方について、考え方、少し差異もあるかと思えますが、恐らく最終的にはNHKの原案の実施費用の細目での書きぶりによって、考え方も変わってくることもある

かと思います。

#### 【林構成員】

NHK根本理事におかれまして、先ほど両団体の質問に対してコメントをいただき、そこで理解が進んだところがございます。

先ほど、根本理事のお話によると、放送とネット配信とは同じ受益だということでした。そういう観点から、放送であれ、ネットであれ、受信契約は公平に負担する、こういうラインで考えるというお話があったかと思います。これは、ある種受信料制度との整合性をとるといえるのは、ある意味、一番重たい話とも関わるので、この会合でどこまで深掘りできるかということからは、正直心もとないところではありますが、先ほど受信契約への言及がありました。受信契約は、ある意味契約ですから、平たく言うと、受信者とNHKとの間の法的な関係ですし、堅い言葉で言うと、意思の合致という、その中で法的拘束力が生まれています。そこを根拠に、ある種、放送とネットの受益、あるいは負担も同一というところの制限は、仮に法律に書かれてあろうがなかろうが、これは単なるNHKの口約束的なものではなく、ここは受信契約上からも、ある種おのずと意思主義的な解釈として導かれるものなのではないかと思っているところなので、もしかしたら日本新聞協会メディア開発委員会、民放連も、少し懸念を持たれているところかもしれませんので、そういう考え方もあり得るのではないかと思いました。

#### 【日本放送協会 根本構成員】

やはり放送とネットで同一の価値・受益と、同一という言葉を使っている以上は、当然、御負担も同じ考え方でないと、これは理屈に合わないと思います。NHKが勝手に言うというよりも、合理的に考えると、そういう結論になるのではないかと、我々は思っておりますので、受信契約の考え方は、御指摘のようにいろいろ課題があるとは思いますが、基本的には今申し上げた形でいくのが筋であろうと思っています。

#### 【飯倉放送政策課長】

口約束だけでなくというものは、制度的なところの担保だったり、これから制度を受けでの受信契約だったり、いろんなところで担保していくということもあるのかなと思いました。

(3) 議題(2)「英・独における公共放送制度に関する調査概要」

PwCコンサルティング合同会社 辻川マネージャーから、資料4-3に基づき、説明が行われた。

(4) 意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【林構成員】

極めて非常に重要な情報ではありますが、注意する必要があるのは、言わずもがなでありますけれども、最後におっしゃったように、各国の制度というのは、同じ欧州でも、イギリスとドイツの制度はこれだけ違っているというように、各国の政治的、あるいは社会的背景、あるいは歴史的な文脈の中で、それぞれ独自に育まれてきたものでありますので、イギリスがこうだから、日本もこうとか、ドイツがこうだから、日本もこう、ということにはならないわけです。

英・独の制度は参考にはなりますけれども、日本の文脈に当てはめたときに、ある種いといと取りと申しますか、つまみ食いの採用にならないようにだけは注意する必要があると思いました。

そもそもイギリスでも、競争への影響と、公共的価値がガチンコで真正面から対立、対決した事例はきわめて例外的なのではないかと思えます。今日のお話を聞いてもそう理解したのですが、その点、確認をさせていただければと思えます。

また、イギリスで競争法に基づく分析手法にのっとってやっているようですが、ただ、資料4-3の16ページで、競争法で競争評価するときに必須の前提になる市場画定の作業を、BBCに対する競争評価でもあえてやらないというように、一番難しい評価手法の部分をあえて避けているという印象を持ちました。

これは個人的な見解ですけど、イギリスから学ぶべきところは、仮に競争評価の結果、例えばこのBBCの当初提案に問題があったときに、修正ができるスキーム、これが制度として備わっていることは非常に大事で、これは競争法の世界では、いわゆる問題解消措置という形で枠組みもありますけど、こういう問題解消措置の枠組みは、これは我が国に落とし込んだときに、勧告という制度になるのかその辺りよく分かりませんが、で

すので、その辺り、要検討ですけれども、修正のスキームを制度として落とし込むというのは、我が国でもこれは非常に参考に値する話と思いました。

【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

2点言及させていただきます。1つは、事例の部分。公共的価値と、それから競争への悪影響の部分で、対立をして最後判断をした例があるのかという御指摘です。

結論としては、実施可能という結論になったものですが、結論が出たのは2019年、BBC iPlayerのアーカイブ期間を延ばしましょうという変更が提案されたことがございます。ジャンルにもよる部分はありますが、もともと30日であったものを1年に延ばすという提案が行われたところがあります。

これについては、今回のコンテンツを増やしていきましょうという提案よりも、少し深刻な影響が出るだろうと。特にほかのPSB事業者に対して、一定の影響が出るのではないかという懸念が出たところでございます。それは、コンサルテーションでも示されましたし、Ofcomも一定程度同意をしているところでございました。

一方で、例えばリーチが広がる、より多くの視聴者のところにBBCの価値のあるコンテンツを届けることができるというプラスの影響についても評価し、公共的価値と競争への悪影響の比較衡量を行った結果、実施可能という判断を下されております。

この際、PSB事業者からの批判、懸念の声もございまして、条件付で、きちんと市場の状況や変化、例えばシェアや、どれぐらいの収益の変化があったかを、きちんとデータとして把握をして、報告をせよという条件付での実施が可能と結論が出されております。

市場画定の部分ですが、独禁法で用いられるような市場画定の作業は行われていません。今回、記載した2023年のコンテンツ拡大のほうではBBCが市場画定的な影響の範囲の調査を行っております。こちらについては、コンテンツジャンルの重なりがあるかという点と、視聴者の視聴行動、選好に類似性があるかといった点から影響範囲の検討を行い、BVODやSVODへ影響を分析対象とした上で、どれぐらい影響が出るかという分析に入っていたと。これはBBCで行われているというところでございます。

Ofcomもそこについては特段疑問が呈されていないので、一定程度受け入れられたと思って、今回の資料は作成しています。

【林構成員】

それは分かりましたが、資料4-3の19ページの事例で、総合衡量したということですが、②のところで書かれていますが、結果的には競争への影響はない、影響はほとんど与えないとなっているので、競争への影響なし、公共的価値ありになっていて、競争への影響あり、公共的価値あり、両者のバッティングという話ではないと思います。

いわゆる総合衡量といっても、競争評価の競争への影響部分で切っているだけの話で、公共的価値のところをオーバーライドするという議論にはなっていないと思います。そういう意味では、競争への影響あり、公共的価値あり、という緊張関係において、さてどうするかという話にはなっていないという意味では、そういう異質な利益間の衡量スキームというのはなかなか機能しないだろう。この点は、イギリスの経験からでもある程度言えるのだろうと思っています。

#### 【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

事例を資料に落とし込んでいなかったのが大変分かりづらいのと、似たような事例の説明をしてしまいますが、2022年の事例は、今、林構成員がおっしゃったとおりでございまして、②、③共に問題なしという事例でございました。

2019年の事例は、BVODへの一定程度のマイナスの影響というのは想定され得るというような判断、一応マイナスの影響がありえるということ、認定をした上で、②の悪影響の部分と、公共的価値の比較をして、それよりも公共的価値のほうが上回るだろうという判断が出た事例です。

結果としては、市場のデータをきちんと取って、報告することという条件付で実施可能となったという事例ではございますので、2019年の事例は、林構成員の御関心、御懸念の点に近い事例であるかと、考えてございました。

#### 【林構成員】

それも、私は、実は「眉唾」だと思うんですよ。結局は競争への影響の枠組みの中で全部やっていると思うんです。公共的価値の話も、要するに、これは効率性というか、プラスの競争促進的な事由の評価として、競争評価の中で完結した評価、競争の中に全部ビルトインした評価になっていると思います。だから、競争の枠外として、外在的に公共的価値そのものを競争的価値をオーバーライドしているのかは、またPwCに事例等を紹介していただく中で、私としても、そのときにまた議論させいただければと思います。

【飯倉放送政策課長】

辻川さん、もしその案件、事案、もしくはその他でも、プラス・マイナスの考慮をしたようなもの、一番御説明しやすいものがもしありましたら、次の準備会合でやってもいいですし、もし早めに資料を頂いたら、構成員へ共有させていただきたいと思います。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

林構成員が言っていることもよく分かるような気がするのですが、そもそもBBCの場合、ローカルメディアパッケージ的な支援をしています。ローカルメディア、地域メディアに対して、人的・経済的にも支援していて、テレビ放送局の中でも圧倒的な地位だと思っています。

詳細は分かりませんが、放送分野でも圧倒的なシェアがありますし、配信でもそれなりのシェアがあると思います。そうすると、そもそもこの競争評価における競争相手は、巨大IT・プラットフォーマーも含む配信事業者等になるかと思っています。決してローカルメディアとの競争を評価して、そこに影響がないと言っていることではないと思います。

我々が一番関心を示しているメディアの多元性という言葉もありましたが、そもそも独占的な地位にあることが前提なので、地域メディアも含むところとの競争への影響という観点では、多分評価していないと思います。

しかも、EUや各国でもプラットフォーム規制がありますし、プラットフォーマーが日本より弱いというか、規制されている中での競争だと思っています。ドイツの事例は私もよく分かりませんが、OfcomのBBCの判断が出たところの、競争に影響がないというか、競争相手はどういうところになるのでしょうか。巨大プラットフォーマーも含むのではないのでしょうか。

【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

基本的に想定されているのは、例えばNetflix、Amazon Primeの、イギリス外のグローバルのプレーヤーと、それからBVODと呼ばれるチャンネル3、4、5、あとスカイなど国内の放送事業者がやっている配信サービスで、これらが今回の事例の中でも競合相手として想定されてございます。

個社というよりも、同じ配信形態類型、SVODなりBVODなりにどういう影響が出

るかを、BBCの公共価値テストの中では見えています。個社にどれぐらい影響が出るかというより、その類型でどういう影響が出るかというのを見ていくというやり方を、この御紹介した事例の中ではとられていました。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

BBCほど巨大な存在感ではないかもしれませんが、ドイツの場合はどうでしょうか。ドイツの場合は地域によっていろいろありますから、地域メディアとの競争という観点もイギリスよりは多少入っているのでしょうか。

【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

ドイツにつきましても、基本的に今回御紹介した事例ですと、イギリスよりもう少し類型化された中の事業者とのサービスジャンルが似ているかどうか、配信するコンテンツジャンルが競合するかどうかは調査をしておりますが、ご質問のあったところまで詳細には記載していません。

ただ、基本的には、先ほどイギリスで申し上げたようにSVODだとか、国内は国内事業者のサービスというところで、競合相手の検討をされているところでございます。

あとは、今回は3satがARD、ZDF、それぞれ共有のチャンネルというのがありまして、成り立ちでもARDが幾つかの地域組織の集合体みたいなところもありますので、そうした事情の違いも、ドイツとイギリスの間ではあると考えてございます。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員】

PwCの資料にはそもそも公共的価値や公正な競争とは何なのかについての詳細な記述はあまりないと思います。そこが分かれば、競争相手・公正な競争・公共的価値とは何なのかが分かってくると思います。大変参考になる資料だと思いますが、さらに分かれば、英国とドイツにおける公共的価値の定義と、公正な競争の定義を後日教えていただけると大変参考になりますので、よろしく願いいたします。

【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

資料に埋もれてしまっている部分もあると思いますので、そこだけまた分かりやすくまとめさせていただこうと思います。

基本的には先ほど少し議論あったところに通ずるというか、また、これも諸外国の例だということで御承知おきいただければと思いますが、かなり抽象的に記載をされています。

【飯倉放送政策課長】

資料4-3の15ページで、BBCが公共価値テストをするに当たって、利害関係者との協議が必要ですが、この協議先は、例えば具体的な案件を見ると出てきたりするものなのでしょうか。

【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

放送以外の分野でも、イギリスを調べることは多いのですが、基本的にコンサルテーションはオープンな公開協議として実施されており、例えば放送関係の事業者だけに限ることではなく、学者など様々な方から意見が出てくるということもままあります。

賛同の意見も含めて、コンサルテーションの数までは数えていませんが、直接の利害関係人も、懸念を物申したいというところも含めて出てまいりますので、それをOfcomでさばっていくという形になってございます。

【落合構成員】

非常に多岐にわたる情報で、大変参考になりつつも、そのままねをするものでもないということは改めて思います。一方で、どういう形で具体的な部分を評価しているのかは、今後考えていくに当たり、参考にはなり得ることがあるかと思しますので、幾つかお伺いします。

資料4-3の16ページで、Ofcomが地理的基盤を考慮することがあると書いていますが、どういう場合に、どういう地理的基盤を考慮していることがあり得るのでしょうか。ガイダンス等に記載がある、もしくは事例の中でそういうのがされているものがあるのかどうかという点が、第1点です。

2点目が、公正かつ効果的な競争への影響ですが、資料4-3の17ページの中で悪影響が生じるリスクケースとして、商業活動を圧迫するリスクと、サプライチェーン上で競争を阻害するリスクとなっております。ここで言う商業活動と、サプライチェーンが、どういうものを指しているのかを、理解したいと思いました。

3つ目、資料4-3の19ページ、20ページの事例の中で、林構成員がおっしゃられ

ていた弊害防止措置を求めた事案ではないのだらうと思います。弊害防止を事前に適切に準備していたから、防止措置をととは言われなかったのかもしれませんが、ガイダンスや、ほかの事例で、何か弊害防止措置として、具体的にこういう方法や考え方があるということがあれば、参考になるかもしれませんので、もしお分かりになれば教えていただきたいと思ひます。

4つ目がドイツに関する部分です。ドイツは、どちらかというところ競争評価の部分で、具体的な悪影響が分かりにくいという趣旨の御質問があったと思ひます。そこは、イギリスに比べると、具体的な判断要素が、資料中ではあまり書かれておらず、もともとの文書にあまり書かれていないのかもしれないと思ひますが、ここでどういうことを考えているのかがわかればと思ひました。資料4-3の35ページ、36ページで、State Aid規制がありますが、多分、国家等の補助に関する競争をゆがめるといふ趣旨の規制によって、ドイツはこれを実施されている気もしますので、メディア政策というよりは、どちらかというところ競争法のほうに若干近いような側面があるかと思ひます。

この辺り、ドイツが最終的にState Aid規制の影響をどう受けているかです。言われたから検討しているといふことで、影響は何かあるのだと思ひますが、この点、メディアにおける競争評価といふことではありつつも、改めてこのState Aid規制が純粋なメディア規制そのものではないものを意図しているような気もしなくはないと思ひましたので、この辺りはどういう影響があるのかを、お分かりなる範囲で教えていただければと思ひました。

#### 【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

1つ目、地理的基盤の部分でございますけれども、ガイダンスも参照しましたが、これ以上の記述がないところもあり、該当するような事例が直近のものでは見つからないのもあって、具体的にどういうものをイメージしているのかは申し上げることができない状況でございます。ここはそういうお答えで御容赦をいただければと思ひます。

2つ目、商業活動の圧迫のリスク、資料4-3の17ページ、サプライチェーン上での競争を阻害するリスクの違い、それぞれどういうものをイメージしているかでございます。

まず、1つ目のBBCが商業活動圧迫するリスクが、消費者といひますか、顧客の取り合いが発生をして、BBCのiPlayerを見る人が多くなると、そのほかの配信サービスを見る人が少なくなる。それが商業活動を圧迫するリスクといふところの最も簡素な

例になると思ってございます。

サプライチェーン上の競争を阻害するリスクは、こちらあまり事例があるわけではないので、ここも想定されているものと記載されている部分ですけれども、例えば競合他社がより効率的にサービスを提供できる場合であっても、自社の子会社を優先する、BBCの中の子会社をBBCが優先をして使う。それが非効率な場合であっても、そういうような決断をしてしまうような場合や、競合他社が利用できる下請が、例えば何らかの制限をかけて、競合他社に提供できないようにするといった制限が実質的にかかってしまうというような例が、それに該当する場合は、サプライチェーン上での競争を阻害するリスクだということに言及がされていたものでございます。

典型的に、具体的にどういう事例があるかは、探し当てられてはいないところではございます。

#### 【落合構成員】

今の点については、商業活動は比較的分かりやすいような気がしましたが、サプライチェーンのほうは、若干アームズレングスみたいな話と、どちらかという、最終需要者とか、もともとのコンテンツをつくれる立場のある人との関係で、独占的地位に近いような形で振る舞っている状態なのかを評価しているようにも思えたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

#### 【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

はい、私もそのような理解です。

3点目、4点目でございますけど、弊害防止措置の部分で、市場の評価を示して、モニタリングの部分の条件付みたいのはあたりしたのですが、もう少し踏み込んで修正をかけていくとか、何かキャップをかけていくみたいなところを求めた例というのが、直近で把握しているものはないという状況でございます。

最後のドイツの部分で、State Aidの部分でどのようにドイツの競争評価、競争テストに反映されているかです。State Aid規制の適用の審査、2007年の事例でございます。恐らくたしかワールドカップか、オリンピックだったと思いますが、こうしたスポーツ事業を公共放送事業者がかなり拡大をしており、シェアが大分奪われてしまっているということで、ほかの民間の事業者からは、このARD・ZDFが国からの補

助に当たるものを財源としながら、そういう活動をしているというのがけしからんということ、ECに持ち込まれたということになっていると。

そこから端を発して、確かにその活動を無制限に認めるわけにはいかないというところを、ECのほう指摘をして、最終的に結論として、3段階テストをきちんと実施して統制を図っていくようにという結論に至って、3段階テストの実施に至っているという流れになってございます。その歴史的経緯を調べた資料が手元にございましたので、参考でつけさせていただいたという位置づけでございます。

#### 【落合構成員】

実際の評価の基準として、最終的な情報といいますか、メディア情報にどう接するかというよりかは、民業圧迫の審査を単純にしているということで、若干、視点が違いそうな気がします。また、EUのヨーロッパアンコミッションだと思うので、規制はEUだと思いますが、EUのこのState Aid規制でどういうことをすべきかということに引っ張られてはいると想像します。ただし、私も、こちらの規制の詳細が分からないので、何が似ている、似ていないとも言いようがないですが。

ただ、経緯自体も分かると、分析した上で、まねをすることがあるのか、また、まねするにしてもどのように整理するべきかを考える必要があるかを考察する必要があることはよく分かりました。

#### 【(一社)日本民間放送連盟 山根構成員】

1点質問です。資料4-3の16ページのポイントとして、Ofcomが競争評価を行う際に、「競争法の調査で行われる形式の市場画定の検討を実施することは想定されない」という意味合いを教えてください。市場画定は大変でコストがかかり難しいので省略したということなのか、そもそも市場画定をする必要がないとの意味合いで、こうした結論に至っているのか、教えていただけますでしょうか。

#### 【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

これ以上の記載はないので、あとは事例等々を踏まえて見ていく、理解をしていくしかないと思ってございます。基本的には、負担がかかるというよりも、何か画一的なやり方を決められるものではないというか、提案によってどういうところに影響が出るかという

のは変わるところもあるので、影響の想定される部分を見極めて、その都度必要な相手の特定をやりなさいという意味合いなのかということで、個人的な見解も含めますけども、そのような理解をしていたところでございます。

【(一社)日本民間放送連盟 八田構成員】

説明は大変事細かで非常に参考になりました。イギリスではアーカイブ期間の延長、ドイツではネットオリジナルコンテンツの是非を事例として挙げていただいています。この両国における公正競争である、公共価値を量る、このプロセスに載った事例とその結果がどうなったかを併せて、教えていただきたい。我々が作ろうとしている、この新しいプロセスで、何が対象になって、何が対象にならないのかの線引きがまだぼやっとしていると思います。林構成員も、落合構成員もおっしゃったとおり、そのまま制度を輸入するわけではないですが、問題意識として、両国の人たちは何を問題にしていたのかを参考のために、ぜひお願いしたいと思っております。

【飯倉放送政策課長】

またPwCと相談させていただいて、できる限り、御協力いただきたいというふうに思います。

【PwCコンサルティング 辻川マネージャー】

恐らく先ほど林構成員にいただいた事例の御質問等とも共通するところがありますので、今いただいた問題意識を踏まえた上で、事例の方は、事務局と相談させていただければと思います。

【林構成員】

資料4-3の17ページのところで、創出される公共的価値ということで、a、b、cというのがあります。これは、言い換えれば公共放送とはこういうものかと言い換えているだけにしか、私には聞こえなくて、これらは公共放送の存在意義そのものではないかと思うわけです。

すなわち、これらを提供できなければ、公共放送の名に値しないと、そもそも思うわけです。そういう意味では、創出される公共的価値が、既にそういうものが想定されている

中で、それを維持強化・発展させていくという文脈なのかなと思って拝見しました。

そこで、資料4-3の19ページで、公共的価値の具体的な中身について、事例で③と紹介されていますが、「value for money」や、あるいはニュース商品の増加が増えるといったことが書いてあるわけですが、これは要するにBBCにとってうれしいこと、あるいはBBCの視聴者のニーズも高いということを単に言っているだけで、それがそのまま公共的価値に直結するわけではない、我々が今議論しているプロフェッショナルなメディアとしての多元性に貢献するかどうかという意味での公共性の話とは、似て非なるものかなと思います。

そこは、先ほどの議論の中でスコープが違うので、そもそも市場画定していないので、そこでの競争相手が誰だということがはっきり書かれていない問題がある。このことから、念頭に置かれているのは、大手の巨大プラットフォーマー等を念頭に置かれると、こういうことも分かりますが、市場を画定した上で、その市場の中での評価をしないとしっかりした分析評価にはなりがたい。市場画定次第で、評価の部分も変わってくるはずなので、その議論の射程、先ほど八田構成員もおっしゃったように、どういう問題意識で、どういうスコープでこれを議論しているのかという前提条件を、次回以降、事例も含めて御紹介いただけると、日本に当てはめたときに議論しやすいというふうに思いますので、可能な範囲でお願いできればと思います。

#### 【飯倉放送政策課長】

こちらもPwCと事務局のほうでよくよく相談させていただいて、宿題の返し方、なるべく前向きにと思いますが、御相談させていただいた上で、対応させていただきたいと思えます。

#### (4) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。